

●香川県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年12月26日から令和6年1月22日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粉所西中徳線（167号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第2号字 高橋1917番39地先から 高松市塩江町安原下第2号字 高橋1917番3地先まで	8.5~28.6	84	令和元年12月13日付け香川県告示第196号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年12月26日